

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成29年2月14日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

平成29年2月24日

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子  
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

第1 請求のあった日

平成28年12月16日

第2 請求人

（省略）

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の要旨

・ だれが

宮城県県議会会派みやぎ県民の声・鎌田さゆり議員

・ いつ、どのような財務会計行為を行ったか

① 平成27年12月6日

桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費の支払に政務活動費を充当した

② 平成28年1月26日

一般社団法人実践倫理宏正会の入会金及び会費前納金の支払に政務活動費から支出した

③ 平成27年12月12日

不忘の詩コンサートの入場料に政務活動費を充当した

・ 違法又は不当な理由

① 平成28年7月に参議院議員選挙を控えた時期であり、その選挙へ立候補することが容易に予測できる現職議員を応援する組織の準備をする活動は広義的な選挙活動もしくは立候補予定者の後援会活動だと判断できます。

これは宮城県議会政務活動費の手引（以下「手引き」という。）6ページ、政務活動費を充当するのに適しない例に記載のある「選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない」「後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない」に該当し不当だと考えます。

② 手引き7ページ、（3）会費として支出するのに適しない例には「個人の立場で加入している団体などに対する会費等」と記載があります。この中にはライオンズクラブやロータリークラブ等の会費も適さない例として挙げられております。一般社団法人実践倫理宏正会は多くの参加者が集う活動を行っており地域住民の声を聞く場に成りえる側面もありますが、同様の機会があるライオンズクラブやロータリークラブ等の会費への支出を適さないとしているので実践倫理宏正

会の入会金及び会費前納金の支払に政務活動費を支出することは不当と考えます。

- ③ 平成27年12月12日に開催された「不忘の詩コンサート」は添付の別紙にあるとおりクラシック音楽を聴く、不忘の詩を歌唱する等のコンサートイベントです。

このイベントの入場料に政務活動費を充当することは手引き6ページ、政務活動費を充当するのに適しない例に記載のある「私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない」の・私的用途による観光・レクリエーション、旅行に該当し不当だと考えます。

- ・ その結果どのような損害が県に生じているか  
政務活動費にて支払いがされております。（合計金額7,000円）
- ・ どのような措置を求めるか

鎌田さゆり議員に対し不当に支払われた政務活動費の返還を求めます。また、政務活動費の管理監督責任のある会派みやぎ県民の声、県議会議長、宮城県知事から鎌田さゆり議員に対し不当に支払われた政務活動費の返還命令を出して頂くよう求めます。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

#### 第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

- 1 齋藤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。
- 2 本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

#### 第5 監査の実施

##### 1 監査の対象事項

請求人が摘示している、平成27年12月6日の桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費、平成28年1月26日の一般社団法人実践倫理宏正会の入会金及び会費並びに平成27年12月12日の不忘の詩コンサートの入場料についての政務活動費に係る鎌田さゆり議員の支出が、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）及び手引きで定める政務活動費を充てることのできる範囲（以下「使途基準」という。）に違反するか否かについて監査を行うこととした。

##### 2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成27年度の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び証拠書類等の調査を行うとともに、鎌田さゆり議員及び「みやぎ県民の声」会長を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 政務活動費充当事実の確認

監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、鎌田さゆり議員に係る平成27年12月6日、平成27年12月12日及び平成28年1月26日の政務活動費の支出について、次のとおり確認した。

支払月日	充当金額	支払先	算出根拠			備考
			支払金額	按分率	金額	
H27.12.6	2,000円	桜井充後援会 会長 刀根	2,000円	100%	2,000円	桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会費
H27.12.12	3,000円	不忘の詩コンサート実行委員会	3,000円	100%	3,000円	不忘の詩コンサート入場券
H28.1.26	3,000円	一般社団法人 実践倫理宏正会	3,000円	100%	3,000円	入会金600円、会費前納金2,400円 28.1月分～28.12月分
合計	8,000円		8,000円		8,000円	

2 関係人（「みやぎ県民の声」会長）に対する調査結果

「みやぎ県民の声」会長に対し、政務活動費充当の審査・確認方法や請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 政務活動費充当の審査・確認方法について

貴会派所属議員の政務活動費充当について、どのような審査・確認を行っていますか。

(回答)

会派においては、政務活動費経理責任者と会計担当事務員でチェックし、問題の可能性のある経理については、当該議員に差し戻し、検討していただいております。その後、幹事長が、確認をしております。

(2) 措置請求書で請求人が主張していることについて

イ 鎌田さゆり議員が、桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会費の支払に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、貴会派としてどのように考えますか。（請求人の主張部分省略、第3-1-①参照）

(回答)

桜井充参議院議員から国の政策や情報をいただき、自治体議員からは、議員に地域の課題等を伝え、国政及び県政に反映していくための活動であり、政務活動費としての計上は妥当であります。

ロ 鎌田さゆり議員が、一般社団法人実践倫理宏正会の入会金及び会費前納金の支払に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、貴会派としてど

のように考えますか。（請求人の主張部分省略，第3-1-②参照）

（回答）

これまでに、前職議員の計上例も有り、県政の教育分野等の意見交換が行われることから政務活動費としての計上は妥当であります。

なお、個人の資格で入会する要件については、今後会派として精査する必要があると考えます。

ハ 鎌田さゆり議員が、不忘の詩コンサートの入場料に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、貴会派としてどのように考えますか。（請求人の主張部分省略，第3-1-③参照）

（回答）

元白石市長川井貞一氏と三枝成彰氏による、不忘山に墜落した米軍機から平和を訴える不戦の決意を訴える取り組みの対談であり、県会議員として取り組む課題であることから、政務活動費としての計上は妥当であります。

### 3 関係人（鎌田さゆり議員）に対する調査結果

鎌田さゆり議員に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

（1）桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費の支払に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、どのように考えますか。（請求人の主張部分省略，第3-1-①参照）

（回答）

政務活動費充当妥当と判断し計上いたしました。平成27年12月6日に開かれた当該会では、選挙対策の会議、打合せとは異なり、県内自治体議員よりそれぞれの地域における課題を桜井氏に伝え、桜井氏からは国の補助制度の活用のための周知や地方議員側の情報不足等の指摘を受けました。自治体議員側からは、特に、医療等の社会福祉分野の地域間格差の問題点の指摘があり、鎌田は河川整備や教育分野等、入札不調による公的整備の遅れは、人・モノ・お金の東京集中の影響があり深刻であることなどを伝え、全体として情報交換・意見交換の会であったと認識しています。

（2）一般社団法人実践倫理宏正会の入会金及び会費前納金の支払に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、どのように考えますか。（請求人の主張部分省略，第3-1-②参照）

（回答）

政務活動費充当妥当と判断し計上いたしました。まず、計上にあたり前職県議の計上事例をもとに参考とさせていただきました。加えて、当該会の入会については、県議として入会していること、事務所等において県政の教育分野へのご意見をお聴きしていることから計上妥当の判断をいたしました。

（3）不忘の詩コンサートの入場料に政務活動費を充当したことについて、請求人の主張に対し、どのように考えますか。（請求人の主張部分省略，第3-1-③参照）

（回答）

政務活動費充当妥当と判断し計上いたしました。平成27年12月12日に開催

された当該行事は、私的用務による観光・レクレーション、旅行には該当しません。記録簿に記載のとおり、元白石市長川井貞一氏と三枝成彰氏による対談の聴講が目的でした。終戦当時、宮城県内白石の地域で、実際に起きた不戦に向けた住民の行為・運動の継承は白石地域にとどまらず、宮城県民の多くが共有して然るべき歴史上の事実であることを認識させられた機会でした。よって、この聴講は県議として地域の県民運動、教育分野で生かすべき課題と捉え計上妥当の判断をいたしました。

#### 4 政務活動費充当額の一部返還事実の確認

1 「政務活動費充当事実の確認」の表のうち、平成27年12月6日付け支払に係る桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費の2,000円及び平成28年1月26日付け支払に係る一般社団法人実践倫理宏正会の入会金・会費の3,000円について、平成29年1月30日付けで収支報告書が修正され、同年2月1日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務総合管理システムにより確認した。

### 第7 判断

政務活動費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施行規程の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場合には是正を求めることは知事の責務である。

法が条例等の定めに委ねる政務活動費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を帯びていることもあり、基本的に議会の自律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務活動費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は、議長の判断を尊重すべきものである。

また、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第2条に定める別表及び条例施行規程が定めている使途基準の内容は、法第100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費」を具体化したものである。手引きについては、条例及び条例施行規程に明確に位置づけられているものではないことから、法規範性を有するものとまでは言えないが、条例を補完する指針として適切に運用されるべきものとして、政務活動費の対象外となる経費や、諸手続などを規定しており、具体的支出の使途基準適合性の判断に当たってより所とされるべきものであると解して監査を実施し、判断を行ったものである。

調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引きに規定する使途基準に違反した政務活動費の充当が行われたか否かである。

したがって、確認された事実を用途基準に照らして、支出に係る会派又は議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、知事に、返還請求の勧告を行う。

それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上のような観点に立って判断した結果を以下に記載する。

県が支出した平成27年度の政務活動費に係る会派の支出の中の鎌田さゆり議員に交付された政務活動費のうち、請求人が指摘している平成27年12月6日付け支払に係る桜井充議員を応援する自治体議員の会準備会会費の2,000円及び平成28年1月26日付け支払に係る一般社団法人実践倫理宏正会の入会金・会費の3,000円については、収支報告書の修正手続を経て全額返還されたことにより、違法又は不当な支出という事実を認めることはできない。

したがって、平成27年12月12日付け支払に係る「不忘の詩コンサート」の入場料について、以下判断する。

入場料に係る経費については、条例第2条第2項において、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と定め、別表では以下のように定めている。

	調査研究費	研修費
条例第2条別表	会派又は議員が行う県の事務，地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費	1 会派又は議員が行う研修会，講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費

手引きでは、「Ⅱ 政務活動費交付の実務」，「3 政務活動費を充てることができる経費の範囲」，「（1）経費と内容」，「①条例第2条別表と主な例」において、次のように定めている。

	調査研究費	研修費
手引きⅡ-3-(1) 経費と内容 ①条例第2条別表と主な例 p.4	資料印刷費，委託費，文書通信費，交通費，宿泊費等	1 会場費，機材借上費，講師謝金，会費，文書通信費，交通費，宿泊費等 2 研修参加費，文書通信費，交通費，宿泊費等

同「②政務活動費の運用についての考え方」において、次のように定めている。

	調査研究費	研修費
手引きⅡ-	・所属議員も含むこととし，議員が	・「(共同開催を含む。）」とは，会派

<p>3 - (1) 経費と内容 ② 政務活動費の運用についての考え方 p.5</p>	<p>主体的に行う会派の活動に対する支援を行うことも可能とする（他の経費についても同じ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含むものである。</li> <li>・「調査研究（視察を含む。）」とし、調査研究のための視察も含むことを明確にした。</li> <li>・調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。</li> </ul>	<p>と会派、会派と団体（企業・学校）、会派と個人などが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会派が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。</li> <li>・会派が開催主体となる研修に視察が含まれていないのは、基本的には調査研究費で対応することを想定したことによる。</li> <li>・団体等が開催する研修会等に会派が参加する場合には、研修に伴い実施される視察も対象となることを明確にした。</li> <li>・研修は個人としての資質向上に資するものであり、代理に馴染まないと一般的に考えられるが、職員自身の資質向上が会派の政策立案等に反映されることとなるので、会派の雇用する職員の参加を明文化した。</li> <li>・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含むものである。</li> </ul>
---	---	--

同「(2) 政務活動費を充当するのに適しない例」において、次のように定めている。

<p>手引き II - 3 - (2) 政務活動費を充当するのに適しない例 p.6</p>	<p>◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</p> <p>例) ・ 党大会への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県連（政党等）活動</li> <li>・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席</li> <li>・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費</li> <li>・ 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）</li> <li>・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等</li> <li>・ 政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費</li> </ul> <p>◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</p> <p>例) ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）</li> </ul>
---	---

	<p>◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</p> <p>例)・ 後援会の広報紙, パンフレット, ビラ等の印刷, 発送等の経費</p> <p>・ 後援会活動としての報告会等の開催経費</p> <p>◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。</p> <p>例)・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典, 会合への出席</p> <p>・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い, 香典, 祝金, 餞別, 寸志, 中元, 歳暮等の費用, 慶弔電報, 年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)</p> <p>・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀, 結婚式, 祭祀・祭礼等)</p> <p>・ 宗教活動(檀家総代会, 報恩講, 宮参り等)</p> <p>・ 私的用務による観光, レクリエーション, 旅行</p> <p>・ 親睦会, レクリエーション等への参加のための経費</p>
--	--

請求人は、「不忘の詩コンサート」は「クラシック音楽を聴く, 不忘の詩を歌唱する等のコンサートイベント」であり, 手引きⅡ-3-(2) 政務活動費を充当するのに適しない例に掲げる「私的用務による観光, レクリエーション, 旅行」に当たるとしている。

このことについて, 「みやぎ県民の声」は, 第6の2(2)ハの調査結果において, 「元白石市長川井貞一氏と三枝成彰氏による, 不忘山に墜落した米軍機から平和を訴える不戦の決意を訴える取組の対談であり, 県会議員として取り組む課題であることから, 政務活動費としての計上は妥当」であるとしている。

鎌田さゆり議員は, 第6の3(3)の調査結果において, 「記録簿に記載のとおり, 元白石市長川井貞一氏と三枝成彰氏による対談の聴講が目的でした。終戦当時, 宮城県内白石の地域で, 実際に起きた不戦に向けた住民の行為・運動の継承は白石地域にとどまらず, 宮城県民の多くが共有して然るべき歴史上の事実であることを認識させられた機会でした。よって, この聴講は県議として地域の県民運動, 教育分野で生かすべき課題と捉え計上妥当の判断をいたしました」としている。

また, 平成29年1月23日付けで, 当初の「政務活動費収支報告書」に添付漏れがあったとして, 「不忘の詩コンサート」入場料への政務活動費充当に関しての「政務活動実績報告書(政務活動記録簿)」が県議会議長に提出されたが, この「政務活動実績報告書(政務活動記録簿)」では, 活動目的を「立憲・平和主義, 不戦の尊さについてのシンポジウム視聴のため」とし, 活動内容を「前白石市長川井貞一氏と映画音楽作曲家三枝成彰氏の対談シンポを視聴。紛争に介入することの不条理さを再認識」としている。

「不忘の詩コンサート」の題名になっている「不忘の詩」は, 先の大戦の終戦間際に蔵王連峰不忘山等に米軍爆撃機3機が墜落した史実を基に, 「憲法九条を守る首長の会」という団体を結成して活動している川井貞一氏が作詞した曲である。

平成27年12月12日に行われた「不忘の詩コンサート」は, 第一部に題名とは関係の薄い楽曲の演奏もあるものの, 第二部として, 「不忘の詩と憲法9条」と題し



て、同氏と「不忘の詩」を作曲した三枝成彰氏による、平和の問題を取り上げての対談と「不忘の詩」歌唱が組まれている。

また、催し全体の題名として「不忘の詩」を冠していることから、全体として平和を考える催しであり、講演会あるいはシンポジウムの類であると認められる。

手引きⅡ－３－（１）－「②政務活動費の運用についての考え方」において、条例別表「研修費」の内容の「『研修会、講演会等』の『等』には、シンポジウム、セミナー、講座などを含むものである。」としている。

したがって、「不忘の詩コンサート」は、政務活動費の対象である条例別表「研修費」の「研修会、講演会等」に該当する。

なお、「不忘の詩」との関係が薄い楽曲の演奏等である第一部は、「研修会、講演会等」には当たらないから政務活動費の充当において除外するべきとする考え方もあり得る。

しかしながら、第一部に参加せず、第二部だけに参加した場合も入場料は割引されるものではなく、入場料全額を支払わなければ対談の聴講という政務活動を行うことができないものであることから、全体を不可分のものとして、全額に政務活動費を充当したことが不相当であったとは言えない。

以上のことから、本件入場料の支払に政務活動費を充当することが違法または不当であるとは言えない。

よって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

## 付 言

政務活動自体は議員個人の問題意識に基づき自由な活動が認められるものであり、一方でそれらに政務活動費を充当することについては、原資が公金である以上、一定の制約があると言わざるをえない。各議員が政務活動費充当の妥当性について、県民に対し説明責任を果たすことが求められる。

議会改革推進会議において、政務活動費に係る様々な検討がなされている中で、県民に疑念を抱かれることのないよう、「会費」等の使途基準の一層の明確化に努めるとともに制度の趣旨に則り、政務活動費が適正に執行されるよう議会を挙げて取り組むことを期待する。